

兵庫県棚田地域振興計画

令和7年4月1日

第一 棚田地域の振興の目標

兵庫県の棚田地域においては、元来、耕作条件が厳しい中にあって、人口減少や高齢化の影響による農家の減少等により、耕作放棄される棚田が増加していくことが懸念される。一方で、例えば「日本の棚田百選（平成11年度、農林水産省）」に認定された棚田では、棚田オーナー制度や交流イベントの開催によって棚田の保全を図ったり、美しい景観を利用した観光の促進や観光客への地元産品の販売等により地域の活性化を図っている地域もあり、棚田は地域振興の核となる大きな可能性を有している。

貴重な国民的・県民的財産である棚田を保全することにより、農産物の生産や供給にとどまらず、様々な多面的機能の維持・発揮を促進するとともに、観光や都市農村交流の取組を通じた交流人口や関係人口の増加などを図り、棚田を核とした棚田地域の発展につなげる。

なお、同計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、兵庫県国土利用計画、兵庫県山村振興基本方針、兵庫県過疎地域持続的発展方針、兵庫県農業振興地域整備基本方針など地域振興に関する計画や方針との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策

1 棚田地域の振興に関連する施策の活用

現状において、棚田地域の振興に資する様々な施策を取り組んでいるが、今後より一層振興し、発展につなげるため、以下の関連施策の積極的な活用を推進する。

(1) 移住・定住及び二地域居住の促進や「関係人口」の創出・拡大に資する施策

棚田地域においては、一部で棚田オーナー制度や農村交流・体験イベント等を行っているものの、地域住民の人口減少が顕著であることから、都市住民や若者等の移住・定住及び二地域居住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、外部人材の活用を促進する。また、空き家の利活用の促進や起業支援などを通じて、住居や働き口を確保し、移住・定住者及び二地域居住実践者が安心して生活できるような環境整備を推進する。加えて、地域の魅力発信による「関係人口」の創出・拡大に向けた取組を推進する。

(2) 農山漁村体験や自然体験学習等、農村交流・体験の促進に資する施策

棚田地域においては、教育活動の一環として、児童・青少年の宿泊体験や自然体験学習等のイベントが開催されているものの、その事務作業、イベント開催経費や参加者の交通費などが大きな負担となっていることから、その負担を軽減し、農村交流・体験を促進する。

(3) 歴史的価値の高い文化的景観等の保護・活用に資する施策

例えば「日本の棚田百選」に認定された棚田をはじめ、多くの棚田は美しい景観を誇り、文化的に貴重な価値を有している。これを維持するため、文化的景観等として保護・活用を促進する。

(4) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

棚田地域における農家等の減少に伴い、耕作放棄される棚田が、今後増加することが懸念されることから、棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続

を支援する中山間地域等直接支払制度や、農業生産活動を支える生産基盤の整備や機械化等による農作業の省力化・効率化を推進する。これとあわせて、棚田で生産される農産物のブランド化や加工・販売の推進等に資する施策を通じて、農業所得の向上や地域の活性化を図っていく。

(5) 國土保全や地域社会の維持・活性化に資する施策

棚田地域のうち地すべりがおこりやすい地域において、棚田地域の保全に向け、地すべり防止等の施策により國土保全を図る。また、多面的機能を有する棚田を保全するためには、農地としての活用が継続されるとともに、長大法面の除草、用排水路、農道の維持管理が地域住民によって行われる必要があるため、集落組織やその活動などによる地域社会の維持・活性化を促進する。

(6) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

棚田は観光資源として大きな魅力を有しており、地域活性化に大いに貢献できる可能性を秘めている。観光振興に向け、棚田の周辺において、農家民宿開設などや空き家の利活用による農泊の推進、グリーンツーリズムの推進等の施策を通じて、誘客促進を図る。

(7) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策

棚田地域は、多様な自然環境を有することから、棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムの推進等の施策により自然環境の保全・活用を図る。また、多くの棚田は、野生動物の生息域と接しており、地域でも最初に被害を受けることが多いため、獣害防護柵の設置や加害個体の捕獲などの他、ジビエへの利活用も併せ、地域ぐるみの鳥獣被害対策を促進する。

2 兵庫県独自の支援施策

(1) 遊休農地を活用した定住・二地域居住に対する支援

移住や二地域居住を促進し、棚田の保全の新たな担い手や関係人口の創出・拡大を図るため、遊休農地等を家庭菜園や農園として利用を始める場合に、農園施設を整備する取組を支援する。

(2) 起業に対する支援

起業による地域活性化を促進するために、起業を行う女性、若手、ミドル、シニア、U I J ターン者等に対し、事業所開設費や広告宣伝費等の起業に要する経費や、空き家を活用する場合の事業所改修費用を助成する。

(3) 都市農村交流に対する支援

農作業等のボランティアをしたい都市住民とボランティアの受入を希望する農山村とのマッチングや、農山村と都市住民等の相互交流による地域活性化を図る団体等に対し支援を行う。

(4) 地域住民による景観形成の取組に対する支援

建築物及び周辺の水路や田畠、山林などの景観構成要素を広く含めた良好な地域の景観形成について地域住民が自ら住民協定を締結することにより取り組む場合には、景観形成支援事業により景観アドバイザーやコンサルタント派遣により取組を支援するとともに、「景観の形成等に関する条例」に基づく「景観形成等住民協定」の認定後は、建築物等の修景、まちづくり活動に対し、引き続き支援する。

(5) 外部人材の活用に対する支援

棚田地域の課題解決に向けた専門家派遣（地域再生アドバイザー）や大学、企業等との連携を支援するとともに、棚田の保全活動等の人材確保に向けた関係人口の創出については、「ひよ

うご関係人口案内所」の運営によるコーディネーター派遣などにより支援する。

3 兵庫県における推進体制

(1) 棚田地域振興関係庁内連絡会議の設置

棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援ができるよう、地域創生、農林、土木、観光、文化、教育、環境等の部局の職員から構成する棚田地域振興関係庁内連絡会議を設置し、棚田地域の振興に関して密に情報共有、連絡調整を行うなど、関係部局間で十分な連携を図ることとする。また、市町との窓口となる県民局・県民センターとも同様に情報共有、連絡調整をし、十分な連携を図る。

(2) 棚田地域の振興に関するワンストップ化

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部総合農政課が担い、一元的に相談・協議等ができる体制を構築する。

4 棚田地域に関する情報の周知徹底

棚田地域における先進的・モデル的事例については、国とも積極的に連携を図りながら、幅広く周知を行うことで、棚田地域の取組の横展開や県内外への情報発信に努め、交流人口・関係人口の増加を図る。

周知については、兵庫県ホームページ等広報媒体を活用するなど、効果的・効率的に行う。

第三 その他棚田地域の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係市町等とも綿密に連携しながら行う。

(1) 棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められる

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会・経済情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること

イ 棚田の多面にわたる機能の維持及び促進が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保その他の自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等多面にわたる機能に優れた棚田があり、その保全及び多面にわたる機能の發揮の促進が図られること

(2) 当該棚田地域に係る棚田地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

ア 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築される見込みが高いこと

イ 市町の積極的な関与が期待されること

指定申請を行わなかった棚田地域についても、中山間地域等直接支払交付金等も活用しながら、農業生産活動や棚田等の保全を下支えしつつ、指定棚田地域での取組など先進的・モデル的な事例を横展開することで、棚田地域全体の振興を図っていく。